



入院時の食事療養費について

診療報酬改定施行により、R8年6月1日から、入院時の食事療養費の自己負担額が変わります。

自己負担額	現行	改定後
一般所得の場合	1食 510円	+40円 1食 <u>550円</u>
住民税非課税世帯の場合	1食 240円	+30円 1食 <u>270円</u>
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	1食 110円	+20円 1食 <u>130円</u>

※ 流動食は除きます

※ 全医療機関共通の値上げとなります。

※ ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

佐用共立病院 院長